

指定薬局 各位

生活保護を受けている方に対する 後発医薬品(ジェネリック医薬品) の使用原則化についてご協力のお願い



- 平成30年10月から、生活保護法第34条により、生活保護受給者においては、医師又は歯科医師から後発医薬品の使用が可能であると判断された場合には、原則として、後発医薬品を使用していただくことになりましたので、ご協力くださいますようお願いいたします。

生活保護を受けている方への調剤について

1. 生活保護受給者が、一般名処方又は後発医薬品への変更を不可としない銘柄名処方の処方箋を持って、調剤を受けに来ましたら、下の囲みにある取組内容を説明していただき、原則として後発医薬品を調剤するようお願いいたします。
2. 一般名処方又は後発医薬品への変更を不可としない銘柄名処方の場合、例外として、先発医薬品を調剤できるのは、①後発医薬品の在庫がない場合、②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合です。
3. 薬剤師の専門的な知見から先発医薬品を調剤する必要があると考えられた場合は、処方医に疑義照会を行い、医師の判断を確認したうえで、調剤するようお願いいたします。ただし、処方医との連絡が取れず、やむを得ない場合は、福祉事務所へ確認していただき、先発医薬品を調剤することも可能です。
※初回調剤時に、休日や夜間等、福祉事務所にも連絡が取れない場合には、事後に福祉事務所に連絡していただき、先発医薬品を調剤することも可能です。
※こうした対応を行った場合は、速やかに(遅くとも次回受診時まで)、処方医に対し、調剤した薬剤の情報を提供するとともに、次回の処方内容について確認をお願いいたします。
※平成30年10月1日からは、患者の希望だけでは先発医薬品を調剤することはできなくなりました。

福祉事務所への情報提供等について

1. 上記2又は3の事由により、先発医薬品を調剤した場合、福祉事務所へ指定の様式にて情報提供していただくようお願いいたします。
※可能な限り後発医薬品を調剤できる体制づくりに努めていただきますようお願いいたします。
2. 生活保護受給者に対して、下記「取組内容」に沿って後発医薬品の品質等について説明していただくようお願いしておりますが、それでもなお、制度についてご理解いただけない場合には、当福祉事務所への情報提供をしていただくようお願いいたします。

<生活保護における後発医薬品に関する取組内容>

- ① 後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ② 生活保護では、医師又は歯科医師から後発医薬品の使用が可能であると判断された場合は、原則として、後発医薬品が調剤されます。